

パレスチナ・ガザ地区の即時停戦及び更なる医療・人道支援等を求める決議

長年対立が続くイスラエルとパレスチナで10月7日、イスラム組織ハマスは、ガザ地区からイスラエルに越境して奇襲攻撃を行い、約1,400人余の人々が死亡、また約200人余の外国人を含む人々が人質として拉致された。

このハマスの奇襲攻撃に対して、イスラエル軍は空爆などの報復攻撃を開始し、無差別的攻撃が続いた。それに対し国際的な批判が高まり、7日間の停戦期間があった。しかし、12月1日にイスラエル軍がガザ南部で地上作戦を再開し、地上侵攻は一層激しさがましている。

イスラエル軍による大規模な地上侵攻により、ガザ地区民間人の死亡者は既に18,000人以上で、死亡者数の4割以上がこどもであるとガザ地区当局が発表している。

また、ガザ地区の医療拠点となっている病院も攻撃されたことで医療機能が停止しており、地上侵攻で負傷した人々の治療が行えず、医療行為が必要な新生児を含む人々が犠牲となっている。ガザ地区はライフラインが寸断され、絶望的な人道危機に陥っている。

12月12日の国連総会の緊急会合でガザの破局的事態を回避するため即時の人道적停戦を求める決議書が日本政府を含む153の加盟国が賛成多数で採択された。

よって本市議会は、イスラム組織ハマスとイスラエルによる武力を用いた現状変更の行為を強く非難するとともに、日本政府に対し、ガザ地区の即時停戦、人質の即時解放への働きかけを国際社会と連携して行うことと、更なる医療・人道支援を早急に実施することを強く求める。

以上、決議する。

令和5年12月22日

沖縄県浦添市議会

宛先

内閣総理大臣 外務大臣 内閣官房長官